

埼玉県報

第 76 号 令和 2 年(2020 年) 1 月 31 日 金曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福 祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福 祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 切りでは、りりでは、りままでは、<l
- 箕和田用水土地改良区の役員就退任届 (川越農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)

			13.11 -	(2020	171710	
	0	測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)				
	0	測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)				
	0	測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)				
	0	測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)				
	0	県道深谷東松山線の供用の開始(東松山県土整備事務所)				
	0	県道加須北川辺線の区域の変更(行田県土整備事務所)				
	0	県道加須北川辺線の供用の開始(行田県土整備事務所)				
	0	開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)				
	0	埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)				
		T-0				
		正誤				
	0	埼玉県公安委員会規則第4号中訂正(警察・文書課)				
ш						

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

埼玉県知 事 大 野 元 裕

埼玉県規則第一号

埼玉県県営住宅条例施行規則 0 一部を改正する規 則

 \mathcal{O} ように改正する。 埼玉県県営住宅条例施行規則 (昭和五十一年埼玉県規則第四十二号) \mathcal{O} _ 部を次

改め、一 別表一七の項中「五八 〇八まで」に、 同表二二五の項中 「二六二」を「三四四」 「三六・三三から五七・九二まで」を「三六・三二から七 〇七」 を「七六・三五」に、 に改める。 四二一 を 四八 七」に

則

 \mathcal{O} 改正規定は同年三月一日から施行する。 \mathcal{O} 規則中別 表第二二五の項の 改正規定は令和二年二月 日 カュ 6 同 表 七 の項

規則

職 員 \mathcal{O} 勤務時 間、 休 暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一三—五一

職員の勤務時間、 休暇等に関する 規 則 \mathcal{O} 部 を改 正 する 規 則

員 \mathcal{O} 勤務時間、 休暇等に関する規則 (埼玉県人事委員会規則一三― 八 \mathcal{O}

部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 とする。 ら九月まで 号及び第十九条の三第五項中 事する職員で、委員会の承認を得たものについては、五月から十月までの期間内)」 パ ラリン 令和二年五 ピ ツ \mathcal{O} 期間内 月一 ク 競技大会の運営業務その 日から令和二年十月三十 (令和二年に開催され 「六月から 他任命権者 九 月まで る東京オ _ 日 ま \mathcal{O} で が IJ 期 \mathcal{O} 特 ン 間 間 ピ 内 は、 に 必 ツ 要 ク とあ 第十 と認め 競技 る 大会及 のは 条第 た業務 「六月か び 項 に従 東京 第七

附則

」の規則は、令和二年四月一日から施行する。

埼玉県告示第五十九号

第五 を担当する機関として、 た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術 第十四条第四項におい 次の者を指定した。 てその例によるも のとされた生活保護法第四十九条及び 律 の促進並びに永住帰国し (平成六年法律第三十

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一指定医療機関

名称	開設者名	所 在 地	指定年月日
勝科外科 医療法人社団けや	やきの木田け	四—一	月一日 令和元年十二
科まつもと耳鼻咽喉	E C 医療法人社団 M	熊谷市上之七四八—三	月一日 令和元年十一
富永クリニック	ちやまこ会医療法人社団い	二	月一日 年十二
ニック深谷メンタルクリ	とな会 医療法人社団か	七 深谷市西島町三——七—四	月一日
クリニック 医療法人社団ステ	デラ会 医療法人社団ス	八潮市南川崎八三四—一	月五日
ニックの歯科クリ	稲葉 博通	鴻巣市榎戸一—一—二二店	令和元年十月 日
会 松本歯科医院医療法人社団彩雲	雲会 医療法人社団彩	草加市氷川町二一二一—二	月一日 令和元年十二

ンいと 医療法訪問看護ステーショ	看護クラーク西上尾ーシー・株式会社	店 国済寺 株式へ	かもめ薬局 株式へ	狭山駅前薬局 ー・シーディ	歯科 田宮マイル 田倉会 上里スマイル 田倉会 医療法人社団小田 医療法	クリニック 飯野なめがわモール歯科	しぶや医院 を療法人	M デンタルクリニック 笹森
医療法人全和会 秩父市寺尾一四〇四	-・ホスピ上尾市上野五五―二	品 深谷市国済寺三三五-株式会社セキ薬	イズノート 二 株式会社サンラ深谷市上柴町西三―一	イング 狭山市入間川二―一-	人社団小児玉郡上里町金久	圭二郎 比企郡滑川町羽尾二七	ぶや医院 熊谷市大原二―七―一 医療法人社団し	真木男 志木市下宗岡二—一三—
四月一日日年	月 一 日 年 十 一	-四 令和二年一月	一九— 令和二年一月	— 四 日 和 二 年 一 月	上里二F 十一月一日 保三五九 平成二十七年	九八〇 令和元年十二	一〇 令和元年九月	二一二 令和元年十二

村誠	杉山良彰	藤原自雄	子田中美佐	芝崎 友昭	石井 宏彰	氏名
						住 所
岡村鍼灸治療室	杉山良彰	藤原自雄	う 合同会社けいろ	院上尾よつば整骨	院町エール整骨	名称
北本市北本二—二一五	プレザント・パル二〇二上尾市瓦葺二四二九―四五	―五〇一赤見台エステート鴻巣市赤見台二―一―一〇	う リーンプラザビル三〇二合同会社けいろ 朝霞市仲町二―二―一七グ	ーラル田中店舗 B 上尾市今泉五五九―二フロ	本庄市中央二—四—六〇	施術所在地
月十四日 十二	月一日	月十九日	四日 年一月	一日 年十月	月四日 十二	指定年月日

埼玉県告示第六十号

おい 定による指定医療機関又は指定施術機関から、 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の届出があった。 第十 十五条第一項の規 国残留邦人等及び 四条第四項に

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一指定医療機関

'
U
ン
リ
/[
子与
)
ば 変 号 マ 丁 吉
尼
5
尼
ī
団大志会
画像診断

煙山 郁美	郁 美 美			印牧邦夫		氏名
施術所		施 術 所		施 術 所		変更
所 在 地	名称	所 在 地	名称	所 在 地	名 称	変更事項
明霞市東弁財一―	おか鍼灸院	新座市野火止二—	大滝接骨院	ウッド鶴ケ岡一〇一一六 ―一 六 ラング	心とカラダの整骨院	変更前
朝霞市三原四——	療院いくみOKA鍼灸治	上二F エーハーニョンチネ 東京都板橋区志村	院志村坂上北口接骨	三郷市彦成三―七	かえで整骨院	変更後

埼玉県告示第六十一号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるもの 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の 次のとおり廃止の

令和二年一月三十一日

松本歯科医院 浅古ビルニF 医療法人社団彩雲会 草加市高砂二―二―三二
かり歯科クリニッ 八潮市南川崎八三四―一
ック 七
二 児玉郡神川町新里三六七-
まつもと耳鼻咽喉科 熊谷市上之七四八―三
みよし野クリニック ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
狭山市入間川一一六四
所在地

城西大学薬局	歯科クリニック 会 なめがわモール と 医療法人社団伸義 比	ファミリー歯科医院志
四間郡毛呂山町下川原九〇九	めがわ森林モールベイシア一階比企郡滑川町羽尾二七八〇な	科医院志木市本町五—二四—一八
令和元年十二月十日	令和元年十一月三十日	平成三十年三月三十一日

埼玉県告示第六十二号

届 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項に 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の から、 おいてその例によるもの 次のとおり辞退の

埼玉県知事 大 野 元 裕

	-	
名称	所在地	辞退年月日
坪井内科医院	南埼玉郡宮代町宮代三—二—三令和二年一月六日	令和二年一月六日
杉浦眼科	春日部市中央一—五〇—六	令和二年二月一日
クリニック 狭山フォレスト歯科	山内	令和元年十二月三十一日

埼玉県告示第六十三号

次 条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 の者を指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

埼玉県知事 大 野 元 裕

ひふみ薬局	らいむ薬局	\ \ -	縁「ゆかり」	名称
四 杜三 十七 十 七 十 日 田 田	三」 i 一〕 七才	本主	二一五八——	所在地
薬局 杜萩原	イスンチェスト	限 会 针	ンポレーショ トポレーショ	開設者名
指導	療養管理指導 理指導	指導審養管理	居宅介護支援	サービスの種類
令和元年十二月 日 日	日 ⁴ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令 和二 年 月 一	日 令和元年八月一	指定年月日

埼玉県告示第六十四号

とい 自立 の規定により同条第一項 条の二第一項の規定による指定介 留 邦 四条第四項に 生活保護法 . う。 人等の とおり変更の届出があった。 の支援に関する法律 円滑な帰国の促進並びに 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 おいてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 1項におい の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 護機関 てその例によるものとされた生活保護法第五十四 永 住帰国 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配偶 以下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 者 \mathcal{O} 残

埼玉県知事 大 野 元 松

クアヘルハー も ま		クアフランセギネ		一ムあにもの森 介護付有料老人ホ	通所介護事業所ふいっとねすデイ寿	名称
在事地業所所	在事 地業 者 所	在事 地業 所 所	在事 地業 者 所	称事 業 所 名	称事 業 所 名	変更事項
五一二一二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二十二十二十二	五十二十二十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	五十二十二十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	五十二十二十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	ョ パーステー シル シル	所介護事業 としざわ内科	変更前
五一三四十三四十三四十三四十三四十三四十三四十三四十三四十三四十三十三四十三十三	五十三四 下南 郡毛呂山	五一三四 下南台五一三四	五十三四 下南台五十三 四南岩五十三 四十三四	もの森 人ホームあに か護付有料老	護事業所が介とねす	変更後
討門介護	7	居宅介護支援		介護 介護予防特定施設入 居者生活介護	通所介護	サービスの種類

新久店	
	入 間
称 []] 万	事 業 折 名
はなまる薬局	
入間新久店	イン
管理指導 介護予防居宅療養	居宅療養管理指導

埼玉県告示第六十五号

とい 自立 の規定により同条第一項 条の二第一項の規定による指定介 留 四条第四項に 邦 \mathcal{O} 生活保護法 、 う。 人等の とお の支援に関する法律 り廃止 $\overline{}$ 円滑な帰国の促進並びに 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 の届出 おい てその例によるも があった。]項におい の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 伞 成六年法律第三十号。 護機関 てその例に 永 住帰国 のとされた生活保護法第五十四条の二第二項 (同条第二項及び中国残留邦 よるものとされた生活保護法第五十四 した中国残留邦人等及び特定配 以 下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者

 \mathcal{O}

残

埼玉県知 事 大 元

春日	ル プ ホ	太田業后] <u>\$</u>	たわらクリニック		ター地域包括支援セン狭山市入曽・水野	名称
七春 五一 一 大場六		四:	山 市	五名 〇 一, 一,	鶴ヶ島市藤金六	四二—五	所在地
応型共同生活介護 介護予防認知症対	型 共同生活介護		居宅療養管理指導	管理指導 介護予防居宅療養	居宅療養管理指導	介護予防支援	サービスの種類
令和二年一月三十		二十八七二日一	平成二十四年六月	日 ^元 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 令和元年十月三十	十日 十一月三	廃止年月日

埼玉県告示第六十六号

ŋ 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗 概要等につい 覧に供する。 m立 地 法 て、 同条第三項 (平成十年法律第 \mathcal{O} 規 定に 九 ょ +り 公告し、 一号)第五条第一 及 び当該 届 項 出 の規定に [等を次 のとお . よる届

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大 野 元

裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 西川口計画

埼玉県川口市西川口二丁目三十四番三

口 大規模小 売店舗 \mathcal{O} 設置者 及 び 当該大規 模小売店 舗 に お 11 て 小 売業を行う者 \mathcal{O}

氏 名又は名称及び 住 所並びに 法 人にあ 0 て は 代表者 \mathcal{O} 氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社田中コーポレーション 代表取締役 田中紀之

東京都墨田区両国一丁目四番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県 3 1 たま市中央区上落 合 八 丁 目三番三十二号 外 者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年十一月一日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千二百三十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二一二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二〇六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五一立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模 小 売店舗 12 お 11 7 小売業を行う 者 0 開店時 刻 及 てバ 閉 店 時 刻

午前七時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設 に お V て荷さばきを行うことが できる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年一月二十日

一 縦覧期間

令和二年一月三十一日から令和二年五月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立 地法第八 条第二項 \mathcal{O} 規定によ り、 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 辺

 \mathcal{O} 地域 \mathcal{O} 生活 環境 \mathcal{O} 保持 \mathcal{O} ため 配慮すべき事項に 9 V て意見を有する者は、 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年一月三十一日から令和二年五月三十一日まで

口 意見書提出先

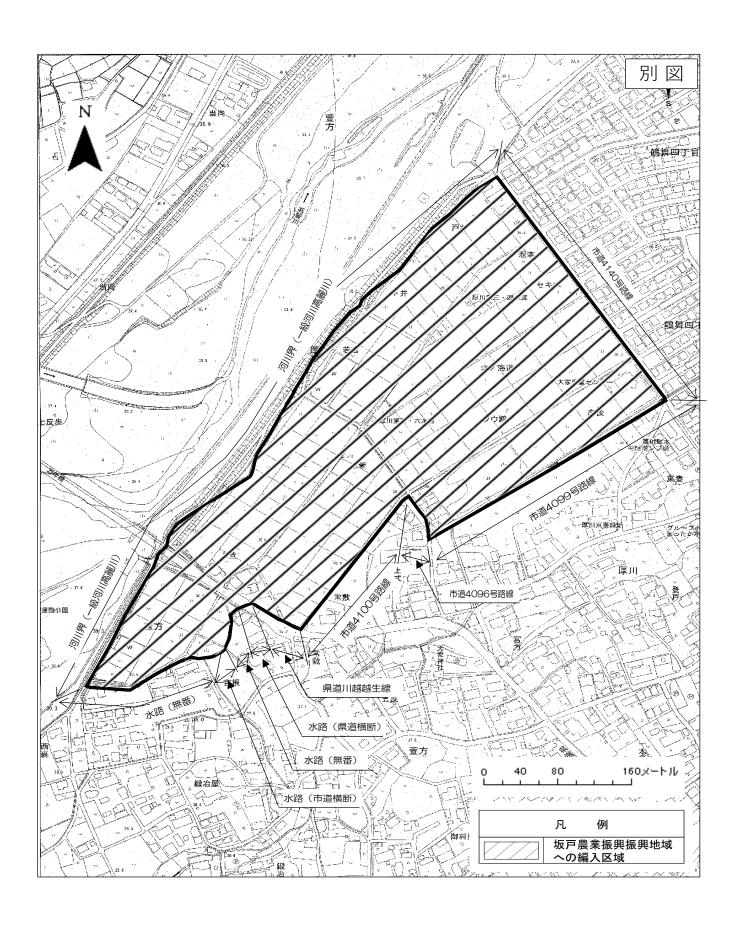
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第六十七号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第一項

の規定により、坂戸農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和二年一月三十一日



埼玉県告示第六十八号

箕和田用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所 について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七号の規定により、

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

										-												_
監事	同	同	同	同	同	同	同	理 事	職名	退 任	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	理事	職 名	就 任
関	渡	渡	渡	渡	渡	吉	関	関	氏		渡	関	渡	渡	渡	渡	渡	吉	関	関	氏	
口	邉	邉	邉	邉	邉	JII	口	口	名		邉	П	邉	邉	邉	邉	邉	Ш	口	口	名	
治	義	洋	典	順	貴	五.		和	1 11		繁太	治	義	洋	典	順	貴	五.		和	1 11	
平	勝	三	邦	_	代	郎	隆	正			郎	平	勝	三	邦	_	代	郎	隆	正		
同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県	住		同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県	住	
同	同	同	同	同	同	同	同	県入間郡			同	同	同	同	同	同	同	同	同	県入間郡毛呂		
同	同	同	同	同	同	同	同	毛呂山	所		同	同	同	同	同	同	同	同	同	Щ	所	-
同	同	同	同	同	同	同	同	町大字箕和			同	同	同	同	同	同	同	同	同	町大字箕和田百		
三百二十九番地二	百二十六番地	百三十番地	二百四番地一	十七番地	百九十五番地二	百九十五番地一	百七十二番地一	田百四十一番地一			百五十番地	三百二十九番地二	百二十六番地	百三十番地	二百四番地一	十七番地	百九十五番地二	百九十五番地一	百七十二番地一	田百四十一番地一		!

同

渡

邉

繁太郎

同

同

同

同

百五十番地

埼玉県告示第六十九号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

三 白 岡 市

二作業種類

公共測量 (空中写真撮影)

三 作業地域

白岡市全域

作業期間

兀

令和元年十一月十一日から令和二年三月十九日まで

埼玉県告示第七十号

おり公共測量を実施する旨の通知を受けたの 八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川 令和二年一月三十一日 で、 測量法 上流河川事務所から次のと (昭和二十四年法律第百八

埼玉県知事 大 野 元 裕

測量計 画 |機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

\equiv 作業種類

公共測量 (空中写真撮影)

 \equiv

作業地域

利根川上流河川 事務所管内 (埼玉県行田市、 加須市、 本庄市、 羽生市、 深谷市、

久喜市、 熊谷市、 児玉郡上里町)

兀 作業期間

令和二年一月十七日から令和二年三月三十一日まで

埼玉県告示第七十一号

おり公共測量を実施する旨の通知を受けたの 八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川 令和二年一月三十一日 で、 測量法 上流河川事務所から次のと (昭和二十四年法律第百八

埼玉県知 事 大 野 元 裕

測量計 画 |機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

\equiv 作業種類

公共 測量 (三級基準点測量)

 \equiv

作業地域

久喜市、 加 須市、 羽生市、 行田市、 熊谷市、 深谷市、 本庄市、 児玉郡上里町

兀 作業期間

令和二年一月十七日から令和二年三月二十五日まで

埼玉県告示第七十二号

条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 施する旨の通知を受けたので、 測量計画機関である上広瀬西久保土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九

令和二年一月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

測量計画機関

上広瀬西久保土地区画整理組合

公共測量

 $\overline{}$

作業種類

 \equiv

作業地域 (基準点測量)

兀 狭山市(一 作業期間

平成二十八年四月一日から令和三年三月三十一日まで

埼玉県告示第七十三号

法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により 了した旨測量計画機関である青梅市から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年令和元年埼玉県告示第二百二十号で公示した公共測量は、令和二年一月十五日終 公示する。

令和二年一月三十一日

埼玉県告示第七十四号

年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定によ 終了した旨測量計画機関である草加市から通知を受けたので、測量法(昭和二十四 り公示する。 令和元年埼玉県告示第七百十四号で公示した公共測量は、令和二年一月二十三日

令和二年一月三十一日

埼玉県告示第七十五号

年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定によ 終了した旨測量計画機関である草加市から通知を受けたので、測量法(昭和二十四令和元年埼玉県告示第七百十五号で公示した公共測量は、令和二年一月二十三日 り公示する。

令和二年一月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号 告 示

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和二年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和二年一月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 髙 智 之

県道深谷東松山線	路線名
丁目一一八九番六地先まで三六番一地先から同市松山町三東松山市大字市ノ川字西耕地五東	供用開始の区間
令和二年二月三日	供用開始の期日
令和元年十月十一日付け埼 長告示第十号で告示した道 路予定区域の供用開始であ る。延長一九七・六〇メー トル。	備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県行田県土整備事務所にお その関係図面は、令和二年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境 いて一般の縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 加須北川辺線

三 道路の区域

新	lΒ	旧 新 別			
崎三四四〇番二地先まで	江番二也もいう甲頁庁で選予是加須市中樋遣川字七釜戸二九六	区間			
九・二〇~	九・二〇~	(メートル)敷地の幅員			
7 - - -		(メートル) 延 長			
	道路改良工事	備考			

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和二年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和二年一月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

加須北川辺線	路線名
字堤崎三四四〇番二地先まで六七番二地先から加須市大越加須市中樋遣川字七釜戸二九	供用開始の区間
令和二年一月三十一日	供用開始の期日
延長六二・七〇メートル延長六二・七〇メートル	備考

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年一月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一許可番号

平成三十一年三月二十日

指令川建セ第三〇〇〇一六〇号

一 検査済証番号

令和二年一月二十八日

川建セ第〇一〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字鳴井八百三番二、 八百十一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字宮鼻千三十七番地三 市松荘二号室

石井 実

埼玉県教委告示第二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年一月三十一日

玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

日時

令和二年二月六日 午前十時

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

口

イ 県議会令和二年二月定例会提出予定案件につい 7

令和二年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

ハ その他

正誤

埼玉県公安委員会規則第四号(令和元年十一月二十九日第六十号) 中訂正

ページ 行

後から五

誤

「申請による免許の取消しをした日後に運転経歴証明書を申請しよう とするもの」

正

£ 0 「申請による免許の取消しをした日後に運転経歴証明書の交付を申請しよ ν 8 to 3